

令和4年（行ウ）第182号 旅券不発給処分無効確認等請求事件

原告



被告 国（処分行政庁 外務大臣、法務大臣）

## 調査嘱託の申立書

2024年6月14日

大阪地方裁判所第2民事部合議2係 御中

原告代理人

弁護士 近 藤 博 徳

弁護士 椎 名 基 晴

弁護士 仲 晃 生

弁護士 仲 尾 育 哉

原告は、次のとおり調査嘱託の申立をする。

### 1 証明すべき事実

国籍喪失届に添付すべき書面（戸籍法103条）には外国国籍を「取得した年月日」を証する書面は挙げられていないが、世田谷区長名義の令和6年6月4日付「調査嘱託書について（回答）」2頁第1段落によると、世田谷区北沢総合支所区民課戸籍係は、「原告がカナダ市民権カードを提出した場合、市民権カードにカナダの市民権の取得年月日が記載されていれば国籍喪失届を受理できる」が、「市民権カードにカナダの市民権の取得年月日が記載されていない場合には」申述書等が別途必要であると判断している。

世田谷区北沢総合支所区民課戸籍係がこの判断をした理由及び経緯、並びに同判断に関する国の関与の存在又は不存在を証明することによって、

(i) 国籍喪失届受理の要件として外国国籍を取得した年月日が記載されている書面の添付を求める運用が、国の主導または関与によって、あるいは国の示した見解の影響を受けて始まったこと。

(ii) 国が、国籍喪失届受理の要件として外国国籍を取得した年月日が記載されている書面の添付を求める上記(i)の運用について、防止する措置をとっていなかったこと。

を証明する。

### 2 嘱託先

(送付先) 〒154-8504

東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号

世田谷区

区長 保坂展人

### 3 調査事項

別紙記載のとおり。

## 別紙

### 調査事項

世田谷区北沢総合支所区民課戸籍係が、「原告がカナダ市民権カードを提出した場合、市民権カードにカナダの市民権の取得年月日が記載されていれば国籍喪失届を受理できる」が、「市民権カードにカナダの市民権の取得年月日が記載されていない場合には」申述書等が別途必要であるとした判断（以下「本件判断」という。）について、下記の事項。

- （１） 本件判断をした理由及び経緯。
- （２） 本件判断をするにあたって依拠した文献や文書（法令、国からの訓令・通達・回答、世田谷区北沢総合支所区民課戸籍係が前任者から受けた申し送り等を含む。）の存在又は不存在。
- （３） 本件判断をするにあたって依拠した見解や文献が存在する場合は、その名称、内容及び作成者、並びに、世田谷区北沢総合支所区民課戸籍係が前任者からの申し送り等に依拠したのであれば、その申し送り等が始まった経緯及び時期。

以上